|  |  |
| --- | --- |
| **農業用水確保対策事業** | **園芸作物等高温対策事業** |
| （揚水機等の賃借または購入）  当該事業に要する経費の２分の１に相当する額と、次の表の１箇所当たりの限度額の２分の１に相当する額のいずれか低い額とする。   |  |  | | --- | --- | | 項目 | １箇所当たり限度額 | | 大規模対策 | 3,940千円 | | 中規模対策 | 1,760千円 | | 小規模対策 | 660千円 |   （税込）  （農業用水確保のための井戸掘削／灌水施設等の設置工事）  当該事業に要する経費の２分の１に相当する額と、下記の１ｍ当たり限度額に延長を乗  じて得た額の２分の１に相当する額のいずれか低い額とする。  【１ｍ当たり限度額】  井戸灌水設備 120千円/ｍ  ※この限度額は税込みの金額である。  （50メートルを限度とする） | 当該事業に要する経費の２分の１に相当する額と、下記の単位面積当たり基準単価に対  象面積を乗じて得た額のいずれか低い額とする。  【単位面積当たり基準単価】  遮光資材　159千円/10a  換気扇または循環扇　111千円/10a  ミスト噴霧装置　494千円/10a  散水・灌水システム　1,012千円/10a  （税込） |